

市広聴第 1096 号  
令和 3 年 9 月 27 日

認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一 様

横浜市長 山中 竹春



「上郷開発はSDGsと不整合」について (回答)

さきに陳情 (令和 3 年 8 月 30 日) のありましたことについて、次のとおりお答えします。

事業者の栄区上郷町猿田地区の計画は、特別緑地保全地区等により、自然的環境や緑地の保全等を図るものとなっています。

また、当該地区内での開発計画は、開発事業者が都市計画法に基づいて行うものです。開発許可にあたっては、事業者から申請された開発計画について都市計画法の開発許可の基準に適合しているかの審査を行うこととなります。

「横浜みどり税」については、横浜みどりアップ計画の一部財源として、土地所有者のご協力をいただきながら緑地保全制度の指定によるまとまりのある樹林地の保全や良好な農景観の形成、市街地での緑や花の創出など、緑の保全・創出の取組に活用しています。本地区内においても、緑地保全制度に基づく優遇措置を講じることで、樹林地を保全していきます。

この旨ご了承いただき、貴団体の皆様によりしくお伝えください。

担当

建築局 宅地審査課

電話：045-671-4517 FAX：045-681-2435

建築局 都市計画課

電話：045-671-2657 FAX：045-550-4913

都市整備局 地域まちづくり課

電話：045-671-2939 FAX：045-663-8641

環境創造局 政策課

電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093